

鳥取県公報

目次
◇條例 鳥取県なたね検査條例
鳥取県税條例の一部改正

條 例

鳥取県なたね検査條例をここに公布する。

昭和二十七年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十六号

鳥取県なたね検査條例

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に基き

この條例を定める。

（目的）

第一條 この條例は、農産物検査法（昭和二十六年法律

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

第百四十四号、以下「法」という。）第二十一條の規定に基き、県内で生産されたなたねについて、国の検査を受けるべきことを命じ、これによりその公正且つ円滑な取引と品質の改善を助長し、あわせて農家経済の向上となたね消費の合理化とに寄与することを目的とする。

（検査）

第二條 県内で生産されたなたねの所有者又は占有者は、その所有又は占有するなたねを引渡し（売買、交換、譲渡、貸借、贈与、弁済、担保、寄託又は加工委託により県内で現品の引渡しをすることをいう。以下同じ。）又は移出（県外に輸送することをいう。以下同じ。）しようとするときは、引渡し又は移出以前に、この條例の定めるところにより、法に定める検査（以下「検査」という。）を受けなければならない。

2 左の名号の一に該当するときは前項の規定を適用しなす。

一 三十キログラム未満のものを加工の委託をする

とき

- 二 學術研究又は試験の用に供するとき
 - 三 博覽會、共進會又は品評會等に出品するとき
 - 四 災害その他特別の事由により知事が免除したとき
- 3 果外で生産されたことを確認することができないたねは果内で生産されたものとみなす。

(再検査)

第三條 検査を受けたたねであつて、左の各号の一に該当するときは、その所有者又は占有者は、あらためて検査を受けなければこれを引渡し又は移出してはならない。

- 一 包装を破損し又は改めたとき
- 二 検査の結果附された表示が消され、失われ、除かれ、改められ又は不明となつたとき
- 三 量目を減じたとき
- 四 ねずみ、虫等の害を受け又は腐敗若しくは変質したとき

(罰則)

第四條 第二條第一項又は第三條の規定に違反した者は、

一 万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときはその法人又は人については、この限りでない。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十七号

鳥取県稅條例の一部を改正する條例

鳥取県稅條例(昭和二十五年九月鳥取県條例第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節漁業權稅(第七十一條——第七十七條)」を「第五節削除」に、「及び昭和二十六年度」を「、昭和二十六年度及び昭和二十七年年度」に、「(第八十五條——第九十七條)」を「(第八十八條——第九十五條)」を「(第九十八條——第一百零五條)」に改める。

第三條第一項中「五漁業權稅」を「五削除」に、同條第二項を次のように改め、同條第三項中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に改める。

2 昭和二十五年(法人にあつては昭和二十五年一月一日の属する事業年度から昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分)、昭和二十六年(法人にあつては昭和二十六年一月一日の属する事業年度から昭和二十七年一月一日の属する

る事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分)

及び昭和二十七年(法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度から昭和二十八年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分)に限り、前項各号に掲げる税目の外、普通税として左に掲げる税目を課する。

一 事業税

二 特別所得税

第五節を次のように改める。

第五節 削 除

第七十一條から第七十七條まで削除

第七十九條中「三千六百円」を「二千四百円」に改め

る。

「第三章昭和二十五年(法人にあつては昭和二十五年一月一日の属する事業年度及び特別所得税)」を「第三章昭和二十五年(昭和二十六年(法人にあつては昭和二十六年一月一日の属する事業年度及び特別所得税)」に改める。

第八十五條第一項中「昭和二十五年中」の下に「、昭

でに」を加える。
第百三條第一項中「特別所得税として納税義務がある」を「法第七百七十六條第二項に定める」に改め、「一月三十一日」の下に「昭和二十七年年度であつては七月十五日」を加え、「第百一條の規定に該当するものもまた同様とする。」を削る。

第百三條の次に次の一條を加える。
(特別所得税の減免)
第百三條の二 災害により著しく資力の減少した者生活保護法の規定によつて生活扶助を受ける者、その他知事において必要があると認めたる者に対しては、特別所得税を減免することができる。

様式第三号徴税令書の欄中「説明の根拠」を「課税の根拠」に改め備考を次のように改める。

備考 1 果金庫に納付又は納入するときは領收済通知書(副本)を除き三連式とする。

2 仮課税標準額に基いて事業税を徴収する場合においては、裏面の「注意」の欄を次のように書き替へるものとする。

(1) 課税の根拠

この果税は地方税法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百六号)附則第四項、鳥取果税條例の一部を改正する條例(昭和二十七年六月鳥取果税條例第二十七号)附則第四項によつて課税されたものであります。

(2) 延滞金

この徴税令書に定めた納期限までに果税を納付されない場合には税額百円について二日四錢の割合で納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した延滞金を同時に納付しなければなりません。

様式第三十三号標題中「事業税」のトと「加算金」をトととし「通知します」を「通知しますから昭和年月日までに必ず納付して下さい」に、「納期限の翌日」を「昭和年月日」と改める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年年度の果税から適用する。

2 昭和二十六年分以前の果税については、なお従前の例による。

3 昭和二十七年一月一日から同年四月三十日までの間において事業年度が終了する法人の当該事業年度の所得に係る事業税並びに当該期間中に事業年度が終了する法人で同年六月三十日以前に残余財産を分配するものの当該事業年度の清算所得に係る事業税及び当該期間中に合併に因り消滅した法人の清算所得に係る事業税については、第九十三條第一項第一号中「各事業年度終了の日から二月」、「同項第二号中「残余財産が確定した日からその分配の日までの間」及び「各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」並びに同項第三号中「合併の日から二月」とあるのは、それぞれ「昭和二十七年四月一日から同年六月三十日まで」と読み替へるものとする。

4 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の事業に対する事業税(旧地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の規定によつて課すべき都市計画税道府県税独立税割のうち事業税に係る部分を含む。以下同様とする。)のうち、昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度に係る分で、この條例施行の日において、当該法人の当該事業年度に係る所得金額(清算所得金額を含む。以下同様とする。)の総額を決定していないものであつて、昭和二十七年十二月卅一日までに当該事業税の納税義務者である法人が当該事業税に係る事業年度分の法人税として法人税法の規定によつて申告し又は更正若しくは決定を受けた法人税額があるものについては、知事は、地方税法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百六号)附則第四項の規定によつて昭和二十八年一月卅一日(地方税法施行令第二十六條の四の規定による特別の事由がある場合においては、当該事由が消滅した日から六月を経過した日)

